

許可番号 12940106283

産業廃棄物処分業許可証

住所 松江市八幡町882番地2
名称 アースサポート 株式会社
代表取締役 尾崎 俊也

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

松江市長 上定 昭仁

許可の年月日 令和4年11月5日
許可の有効年月日 令和11年11月4日

複写無効

1. 事業の範囲

事業の区分 溶融、焼却、乾燥、濃縮、破碎（移動式を含む。）、脱水、選別、圧縮固化、圧縮、最終処分 以下余白

産業廃棄物の種類

- | | | | |
|---------|------------|-----------|---------|
| 1 汚泥 | 5 廃プラスチック類 | 9 動植物性残さ | 13 がれき類 |
| 2 廃油 | 6 紙くず | 10 ゴムくず | |
| 3 廃酸 | 7 木くず | 11 金属くず | |
| 4 廃アルカリ | 8 繊維くず | 12 ガラスくず等 | |

（石綿含有産業廃棄物（最終処分に限る。）及び水銀使用製品産業廃棄物（破碎に限る。）であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

以上13種類 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙に記載のとおり

3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張破碎を行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成30年4月1日松江市の中核市移行によりみなし許可
- 最終処分行為の追加により令和3年3月1日変更許可
- 令和4年11月4日更新許可
- 安定型最終処分場の処理能力（埋立容量）の変更により令和4年12月26日書換え交付
- 安定型最終処分場の処理能力（埋立面積・容量）の変更により令和5年5月25日書換え交付
- 破碎施設及び溶融施設の設置場所の変更並びにメチルエステル化燃料再生行為の廃止により令和5年10月3日書換え交付
- 選別施設の追加により令和6年1月31日書換え交付
- 破碎施設の追加により令和6年5月15日書換え交付
- 造粒固化行為の廃止により令和7年12月4日書換え交付

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

※事業の用に供するすべての施設

(別紙)

(1) 脱水施設

- ・施設の種類：汚泥の脱水施設（政令第7条第1号）
- ・処理する産業廃棄物の種類：1の1の1種類
- ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口884番6
- ・設置年月日：令和3年3月29日
- ・処理能力：5.55m³/時間、24時間稼働、133.2m³/日
- ・許可年月日及び許可番号：令和3年2月4日、廃第40号

(2) 乾燥施設

- ・施設の種類：機械乾燥施設
- ・処理する産業廃棄物の種類：1の1の1種類
- ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口下791番15外
- ・設置年月日：平成11年9月22日
- ・処理能力：0.8m³/時間、12時間稼働、9.6m³/日
- ・許可年月日及び許可番号：許可対象外

(3) 濃縮施設

- ・施設の種類：濃縮施設
- ・処理する産業廃棄物の種類：1の1の1種類
(無機性に限る。)
- ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口下794番1
- ・設置年月日：平成5年11月20日
- ・処理能力：13.1m³/日
- ・許可年月日及び許可番号：許可対象外

(4) 焼却施設

- ・施設の種類：廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設（政令第7条第5号、第8号及び第13号の2）
- ・処理する産業廃棄物の種類：1の2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12の11種類
(1の11, 12の2種類はそれ以外の当該事業範囲の産業廃棄物との混合物又は医療廃棄物に限る。)
- ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口下791番15外
- ・設置年月日：平成11年9月6日
- ・処理能力：2.5t/時間、24時間稼働、60t/日
- ・許可年月日及び許可番号：平成10年8月11日、廃第19号

(5) 破碎施設1

- ・施設の種類：破碎施設
- ・処理する産業廃棄物の種類：1の5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13の8種類
- ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口884番2
- ・設置年月日：平成6年12月20日
- ・処理能力：0.61t/時間、8時間稼働、4.9t/日
- ・許可年月日及び許可番号：許可対象外

(6) 破碎施設2

- ・施設の種類：がれき類の破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）
- ・処理する産業廃棄物の種類：1の13の1種類
- ・設置場所：松江市内全域
- ・設置位置：松江市富士見町1番29、松江市東忌部町字明神3244番1（基地破碎）及び松江市内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）
- ・設置年月日：平成29年11月28日
- ・処理能力：85t/時間、8時間稼働、680t/日
- ・許可年月日及び許可番号：平成29年11月6日、廃第28号の7
令和4年5月24日、廃第41号の2
(変更許可)

(7) 破碎施設3

- ・施設の種類：廃プラスチック類及び木くずの破碎施設（圧縮固化を行うもの）（政令第7条第7号及び第8号の2）
- ・処理する産業廃棄物の種類：1の5, 6, 7, 8の4種類
- ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口尻885番1外
- ・設置年月日：平成17年7月19日
(政令第7条施設としては平成18年3月14日)
- ・処理能力：3t/時間、24時間稼働、72t/日
- ・許可年月日及び許可番号：平成18年3月14日、廃第28号の11

(8) 破碎施設4

- ・施設の種類：廃プラスチック類の破碎施設（政令第7条第7号）
- ・処理する産業廃棄物の種類：1の5, 6, 11, 12の4種類
- ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口尻885番1
- ・設置年月日：令和3年3月4日
- ・処理能力：2.3t/時間、24時間稼働、55.2t/日
- ・許可年月日及び許可番号：令和3年2月4日、廃第40号の2

(9) 破碎施設5

- ・施設の種類：破碎施設
- ・処理する産業廃棄物の種類：1の11, 12の2種類
(廃蛍光管に限る。)
- ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口尻887番10
- ・設置年月日：平成28年8月16日
- ・処理能力：0.5t/時間、8時間稼働、4t/日
- ・許可年月日及び許可番号：許可対象外

(別紙) (10) 破碎施設 6 ・施設の種類：破碎施設（移動式） ・処理する産業廃棄物の種類：1の5, 6, 7, 8, 10, 11, 12の7種類 ・設置場所：松江市大庭町字深田1747番、松江市大庭町字深田1746番及び松江市東忌部町字明神3244番1（1の6, 7, 8の3種類は松江市東忌部町字明神3244番1に限る。） ・設置年月日：平成15年1月31日 ・処理能力：1の5：0.376t/時間、8時間稼働、3.01t/日 1の6：0.323t/時間、8時間稼働、2.58t/日 1の7：0.593t/時間、8時間稼働、4.74t/日 1の8：0.128t/時間、8時間稼働、1.03t/日 1の10：0.560t/時間、8時間稼働、4.48t/日 1の11：1.216t/時間、8時間稼働、9.73t/日 1の12：1.076t/時間、8時間稼働、8.61t/日 ・許可年月日及び許可番号：許可対象外 (11) 破碎施設 7 ・施設の種類：破碎施設 ・処理する産業廃棄物の種類：1の5の1種類 ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口尻884番1外 ・設置年月日：令和6年4月22日 ・処理能力：0.448t/時間、8時間稼働、3.584t/日 ・許可年月日及び許可番号：許可対象外 (12) 選別施設 1 ・施設の種類：選別施設 ・処理する産業廃棄物の種類：1の1, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13の9種類 （1の1は廃乾電池に限る。） ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口下794番1外 ・設置年月日：平成12年7月17日 ・処理能力：3t/時間、24時間稼働、72t/日 ・許可年月日及び許可番号：許可対象外 (13) 選別施設 2 ・施設の種類：選別施設 ・処理する産業廃棄物の種類：1の1, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13の9種類 （1の1は廃乾電池に限る。） ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口尻885番1外 ・設置年月日：令和2年3月23日 ・処理能力：3.2t/時間、24時間稼働、76.8t/日 ・許可年月日及び許可番号：許可対象外 (14) 選別施設 3 ・施設の種類：選別施設 ・処理する産業廃棄物の種類：1の5, 11, 12, の3種類 （廃太陽光発電パネルに限る。） ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口尻882番2外 ・設置年月日：令和5年12月10日 ・処理能力：244.5kg/時間、8時間稼働、1,956kg/日 ・許可年月日及び許可番号：許可対象外	(15) 溶融施設 ・施設の種類：溶融施設 ・処理する産業廃棄物の種類：1の5の1種類 ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口尻887番10 ・設置年月日：平成26年12月3日 ・処理能力：50kg/時間、8時間稼働、400kg/日 ・許可年月日及び許可番号：許可対象外 (16) 圧縮施設 ・施設の種類：圧縮施設 ・処理する産業廃棄物の種類：1の5, 6, 11の3種類 ・設置場所：松江市八幡町字樋ノ口尻885番1 ・設置年月日：平成28年4月7日 ・処理能力：9.7t/時間、24時間稼働、232.8t/日 ・許可年月日及び許可番号：許可対象外 (17) 安定型最終処分場 ・施設の種類：産業廃棄物の最終処分場（政令第7条第14号ロ） ・処理する産業廃棄物の種類：1の5, 10, 11, 12, 13の5種類 ・設置場所：松江市東忌部町字明神3245番外 ・設置年月日：平成4年11月2日 ・処理能力：埋立面積 9,135.57㎡、埋立容量 111,601.48㎡ ・許可年月日及び許可番号：平成4年7月3日、業第83号の3 （旧法設置届出受理） 令和3年3月1日、廃第44号の2 （合併認可） 以下余白
---	--